

## 船橋市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)を支給することについて、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」(平成26年9月30日発雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に示されている「自立支援教育訓練促進給付金事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)に基づき運営すべき事項の確認と、国要綱中に定めのない事項を定めることにより支障なく給付事務を行うことを目的とする。

### (受給要件)

第2条 訓練給付金の支給対象者は、本市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であって、国要綱における「対象者」の要件を満たすものとする。

### (対象講座)

第3条 訓練給付金の支給対象講座は、国要綱における「対象講座」の要件に準じて決定するものとする。

### (支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、国要綱における「支給額等」の要件に準じて規定するものとする。

### (事前相談の実施)

第5条 訓練給付金の支給に際しては、国要綱における「事前相談の実施」の要件に基づき事前相談を実施する。

### (対象講座の指定申請及び指定通知)

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について国要綱における「受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続」に準じて申請書及び添付書類の提出を行うこととする。なお、申請における様式は国要綱中の参考様式に準じる。

2 市長は前項の届け出があったときは、国要綱における各要件に該当しているかを審査し、対象講座指定の可否を当該申請者に通知する。なお、決定に係る様式は国要綱中の参考様式に準じる。

3 市長は前項の審査に必要と認める情報について、申請者から資料の提出を追加で求めることができる。

### (訓練給付金支給の申請及び決定)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講を修了した後に、市長に対し

て、国要綱における「訓練給付金の支給等」に準じて申請書及び添付書類の提出を行うこととする。なお、申請における様式は国要綱中の参考様式に準じる。

- 2 市長は前項の届け出があったときは、国要綱における各要件に該当しているかを審査し、支給の可否決定及び支給額を当該申請者に通知する。なお、決定に係る様式は国要綱中の参考様式に準じる。
- 3 市長は前項の審査に必要と認める情報について、申請者から資料の提出を追加で求めることができる。
- 4 第2項により支給決定を受けた当該申請者は、請求書を市長に提出するものとする。

#### (訓練給付金追加支給の申請及び決定)

第8条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者は、対象講座の受講を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した後に、市長に対して、国要綱における「訓練給付金の追加支給等」に準じて申請書及び添付書類の提出を行うこととする。なお、申請における様式は国要綱中の参考様式に準じる。

- 2 市長は前項の届け出があったときは、国要綱における各要件に該当しているかを審査し、支給の可否決定及び支給額を当該申請者に通知する。なお、決定に係る様式は国要綱中の参考様式に準じる。
- 3 市長は前項の審査に必要と認める情報について、申請者から資料の提出を追加で求めることができる。
- 4 第2項により支給決定を受けた当該申請者は、請求書を市長に提出するものとする。

#### (訓練給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により訓練給付金の支給を受けた者があるときは、支給額に相当する金額の全部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置

雇用保険法第60条の2第4項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給者で、かつ平成29年4月1日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。